

【別添 2-4】

○新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター運営委員会規程

平成16年4月1日
農規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程(平成16年農規程第11号)第7条第2項の規定に基づき、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の事業計画に関する事項
- (2) センターの予算及び決算に関する事項
- (3) 各教育研究部の長の選考に関する事項
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農学部長
- (2) 農学部から選出された新潟大学評議員
- (3) 農業生産科学科長、応用生物化学科長及び生産環境科学科長
- (4) フィールド科学教育研究センター長(以下「センター長」という。)
- (5) 各教育研究部の長
- (6) センターの専任教員
- (7) センターの客員教員
- (8) 自然科学系総務課副課長(農学部事務室長を命じられた者)
- (9) その他センター長が指名する教員及び技術職員 若干人

2 前項第9号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日農規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日農規程第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

【別添 2-5】

○ 新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション共同利用規程

平成23年2月16日
農規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学教育施設及び研究施設の共同利用に関する規則(平成23年規則第1号)第2条の規定に基づき、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション(以下「佐渡ステーション」という。)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同利用」とは、他の大学、専門学校等の教育課程上の実習等を行うために佐渡ステーションを利用する場合をいう。

(共同利用の範囲)

第3条 共同利用を行うことのできる組織は、他の大学、専門学校等に在籍する学生又は大学院生(以下「学生等」という。)の所属する学部、研究科等とする。

(運営委員会)

第4条 共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション共同利用運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公募)

第5条 委員会は、適切な時期に次年度の共同利用について公募を行う。

2 共同利用を行う組織は、前項に定める公募に応募し、委員会の承認を得なければならない。

(共同利用の実施)

第6条 佐渡ステーションは、原則として共同利用に参加する学生等に対し、教育を行う。

2 共同利用を行う組織は、佐渡ステーションとともに、共同利用に参加する学生等に対し、教育を行うことができる。

(事務)

第7条 共同利用に関する事務は、自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年2月16日から施行する。

【別添 2-6】

○新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション共同利用運営委員会規程

平成23年2月16日

農規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション共同利用規程第4条第2項の規定に基づき、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション共同利用運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター長(以下「センター長」という。)の諮問に応じ、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション(以下「佐渡ステーション」という。)における共同利用の実施に関し、次に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 佐渡ステーションの共同利用に係る事業計画に関する事項
- (2) 佐渡ステーションの共同利用に係る公募に関する事項
- (3) 佐渡ステーションの共同利用の実施に関する事項
- (4) その他佐渡ステーションの共同利用に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、第1号及び第2号の委員の総数は、委員会の委員の総数の2分の1以下とする。

- (1) センター長
- (2) 農学部附属フィールド科学教育研究センターの専任教員のうち佐渡ステーションの担当を命ぜられている教授及び准教授
- (3) 新潟大学の専任の教授又は准教授(前号に掲げる者を除く。)のうちからセンター長が委嘱した者
- (4) 新潟大学以外の者で、佐渡ステーションの目的とする教育と同一の分野の教育に従事する者
- (5) その他センター長が特に必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第3号から第5号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年2月16日から施行する。

2 この規程の施行後最初に選出される第3条第3号から第5号までの委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成24年3月21日農規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

【別添 2-7】

共同利用運営委員会・委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	群馬大学社会情報学部教授	西 村 尚 之	外部委員 第3条(4)
2	上越教育大学学校教育学部教授	藤 岡 達 也	外部委員 第3条(4)
3	森林総合研究所多摩森林科学園主任研究員	井 上 真 理 子	外部委員 第3条(4)
4	NPO法人しまみらい振興機構代表理事	井 上 由 香	外部委員 第3条(4)
5	新潟大学理学部教授	野 崎 眞 澄	外部委員 第3条(3)
6	新潟大学大学院自然科学研究科准教授	中 田 誠	外部委員 第3条(3)
7	新潟大学農学部教授	高 橋 能 彦	第3条(1)
8	新潟大学農学部教授	崎 尾 均	第3条(2)
9	新潟大学農学部准教授	本 間 航 介	第3条(2)
10	新潟大学農学部助教	阿 部 晴 恵	第3条(5)

【別添 2-8】

○ 新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センターに置く教育研究部及び部会に関する内規

平成16年4月1日

農学部長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程(平成16年農規程第11号。以下「規程」という。)第3条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、教育研究部及び教育研究部に置く部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究部の業務)

第2条 企画交流部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) フィールド科学教育研究センター(以下「センター」という。)の教育プログラムの企画及び調整に関する事項
- (2) センターの地域共同プログラムに関する事項
- (3) 地域情報の収集と発信に関する事項
- (4) 企画交流部の教育及び研究に関する事項
- (5) 企画交流部の予算及び決算に関する事項
- (6) 新潟大学農学部附属フィールド科学教育研究センター年報の発行に関する事項
- (7) その他企画交流部の運営に関し必要な事項

2 耕地生産部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 耕地生産部の教育及び研究に関する事項
- (2) 耕地生産部の予算及び決算に関する事項
- (3) 村松ステーション及び新通ステーションの管理運営に関する事項
- (4) その他耕地生産部の運営に関し必要な事項

3 森林生態部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 森林生態部の教育及び研究に関する事項
- (2) 森林生態部の予算及び決算に関する事項
- (3) 森林の持続的利用計画に関する事項
- (4) 佐渡ステーション及び村松ステーション(苗畑)の管理運営に関する事項
- (5) 佐渡ステーションの共同利用の実施に関する事項
- (6) その他森林生態部の運営に関し必要な事項

(部長)

第3条 各教育研究部にそれぞれ部長を置き、農学部又はセンターの担当を命ぜられている教授又は准教授をもって充てる。

(部会)

第4条 規程第8条第2項の規定により、各教育研究部に置く部会は、次に掲げる者をもって組織する。

部会名	組織
企画交流部会	イ 企画交流部長 ロ 耕地生産部長及び森林生態部長 ハ 企画交流部の教員 ニ 企画交流部長が指名する教員(協力教員) ホ 企画交流部会が必要と認めた職員
耕地生産部会	イ 耕地生産部長 ロ 耕地生産部の教員

	ハ 耕地生産部長が指名する教員(協力教員) ニ 耕地生産部会が必要と認めた職員
森林生態部会	イ 森林生態部長 ロ 森林生態部の教員 ハ 森林生態部長が指名する教員(協力教員) ニ 森林生態部会が必要と認めた職員

2 前項に規定する各部会の組織に掲げる者のうち、各部長が指名する教員及び各部会が必要と認める職員の委員としての任期は、1年とし、再任を妨げない。

第5条 部会は、部長が招集し、その議長となる。

2 部長に事故あるときは、部長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。

第6条 部会の事務は、自然科学系事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成18年3月20日)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成23年2月16日)

この内規は、平成23年2月16日から実施する。